

## 2 成年後見制度の利用環境の整備

成年被後見人等からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、高齢者福祉・障害者福祉の関係者を始め、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携を強化します。

また、この地域の連携（以下「地域連携ネットワーク」という。）の効果的な運用を図るとともに、広報、相談等の機能を担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）を設置します。

### (1) 地域連携ネットワークの三つの役割

地域連携ネットワークにおいては、以下の役割を担うことを目指します。

#### ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域の見守りや各団体の活動を通じて、成年後見制度の利用を含めた権利擁護に係る支援が必要な人を速やかに発見し、支援します。

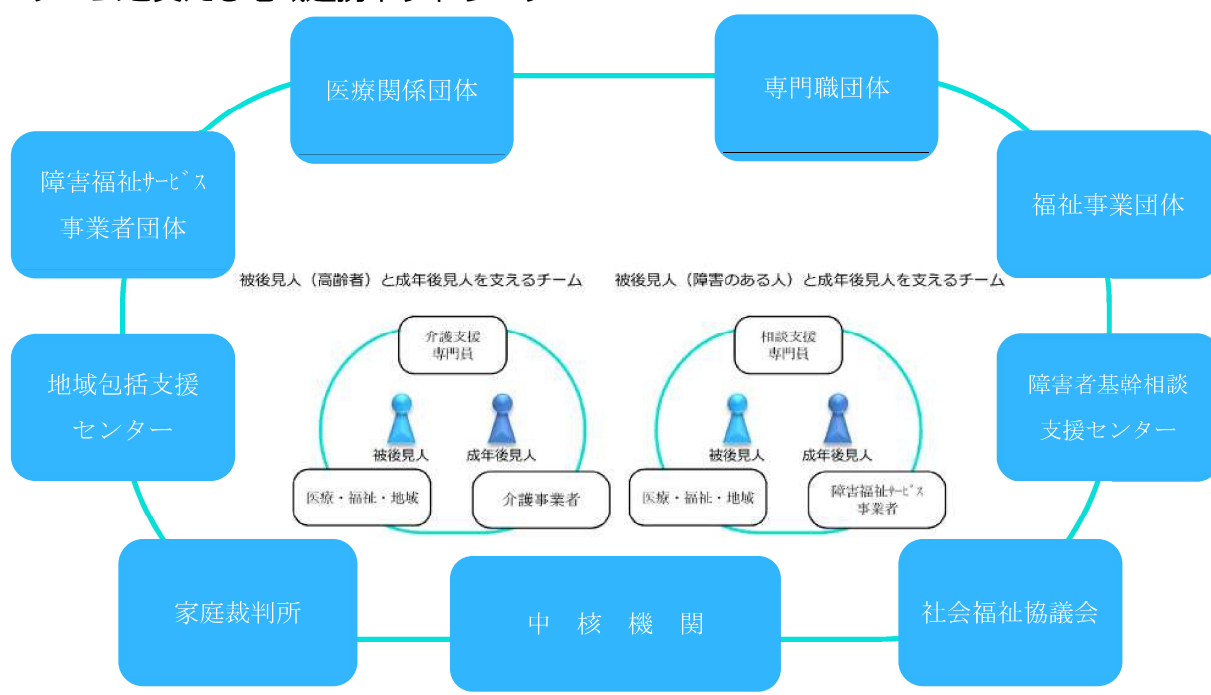
#### イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

判断能力が不十分となる前の段階から、保佐・補助、任意後見等の利用を含めた将来の相談ができる窓口の整備を図ります。

#### ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

本人の意思、心身の状態や生活状況等を踏まえた支援体制の構築を図ります。

### チームを支える地域連携ネットワーク



## (2) 中核機関の整備

中核機関は、成年後見制度の広報や相談窓口の開設を行うほか、成年後見制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。

なお、中核機関の設置に当たっては、他市との共同設置や複数団体への機能の分散等を含め検討し、速やかな設置と段階的な機能の整備を目指します。

### ア 広報機能

成年後見制度を含めた高齢期への備えの広報に幅広く取り組むとともに、成年後見制度に関わる各団体と連携し、成年後見制度が関係する各団体が効果的な広報を活発に行えるよう配慮・助言を行います。

### イ 相談機能

心身・財産の保護の必要が生じる前、又は必要となった早期の段階から、成年後見制度の利用について相談できる窓口を設けます。

また、関係団体等の相談窓口の情報の集積を行い、相談者の状態に応じた適切な相談窓口の情報等を提供できる体制を整備します。

### ウ 成年後見制度利用促進機能

認知症高齢者等が適切な成年後見人等を得られるよう、ボランティアとして後見業務を行う市民後見人の養成とその名簿を備えると共に、成年後見人等を担う法人の協力を得て法人後見人の名簿を備えるよう努めます。

また、親族後見人、市民後見人等の専門的知識を持たない成年後見人等を支援するため、親族後見人等に向けた研修を実施するなど、成年後見人等を支援する取り組みを実施します。

### エ 後見人支援機能

成年後見人や成年被後見人などを支えるチームとなる介護支援専門員、相談支援専門員、介護・障害福祉事業者等と成年後見人等との協議の場を調整するほか、チームでは解決できない問題に関して、地域ケア会議等での検討の依頼、家庭裁判所への情報の提供を行います。

また、専門職後見人からの軽易な相談に対応するとともに、地域連携ネットワークを活用した専門職後見人間の連携の強化を図ります。

### オ 不正防止効果

親族後見人等への研修やチームとしての対応により、後見活動の不正の防止を図ります。

**(3) 既存の事業（成年後見制度の利用促進）**

弁護士、司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化します。

また、成年後見制度（法定後見）においては、市内に居住する判断能力が不十分なために法定後見の利用が必要な認知症高齢者等で、2親等以内の親族による申立てを行うことができない場合等に、必要に応じて法定後見の市長申立手続きを実施します。

## 第5 資料

### 1 促進計画策定の経過

#### ア 「北九州市社会福祉審議会」

社会福祉に関する調査審議のための付属機関である「北九州市社会福祉審議会」において審議いただきました。

平成30年11月19日

#### イ 「北九州市障害者施策推進協議会」の開催

障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、調査審議のための付属機関である「北九州市障害者施策推進協議会」において審議いただきました。

(ア) 平成30年7月12日

(イ) 平成30年10月29日

#### ウ 「北九州市高齢者支援と質の向上推進会議」の開催

保健・医療・福祉・介護などについて幅広く総合的な意見を聞くため、「北九州市高齢者支援と質の向上推進会議」の「地域包括支援に関する会議」を開催しました。

(ア) 平成30年7月13日

(イ) 平成30年11月6日

#### エ 福祉、法律の専門家や市民団体等の意見聞き取り

福祉や法律の専門家や認知症患者の家族の会などの市民団体の意見を計画に反映しました。

#### オ パブリックコメントによる意見募集

平成31年3月18日～平成31年4月17日

#### カ 市政モニターによるアンケート実施

平成30年8月15日～平成30年8月30日

## 2 成年後見制度について

| 区分   | 本人の判断能力  | 援助者 |                 |
|------|--|-----|-----------------|
| 後見   | 全くない   | 後見人 | 監督人を選任することがあります |
| 保佐   | 特に不十分  | 保佐人 |                 |
| 補助   | 不十分  | 補助人 |                 |
| 任意後見 | <p>本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。</p> <p style="text-align: right;">出典 法務省HPより</p> |     |                 |

## 3 日常生活自立支援事業について（実施主体：北九州市社会福祉協議会）

日常的な金銭管理や財産管理について、自己の判断で適切に行うことが困難である高齢者や障害者等に、生活支援員が金銭管理や福祉サービスの手続援助等のサービスを行います。

|               |   |
|---------------|---|
| サービス内容        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○財産保管サービス</li> <li>○金銭管理サービス</li> <li>○生活支援サービス</li> </ul>   |
| 利用できる人        | <p>日常的な金銭管理や財産管理について、自己の判断で適切に行うことが困難である人うち、次の全てに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 北九州市内に在住していること</li> <li>② 認知症高齢者や成年である知的障害者、精神障害者</li> <li>③ サービス利用の契約締結能力とサービス利用の意思があること</li> <li>④ 親族等からの日常的な援助が望めないこと</li> </ul>   |
| 費用<br>(自己負担額) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○財産保管サービス<br/>年額 3,000 円(生活保護受給者(世帯に属する人)は無料)</li> <li>○金銭管理、生活支援サービス<br/>1 回 1,000 円(月 4 回まで)(生活保護受給者(世帯に属する人)は無料)</li> </ul> <p>※金銭管理サービスに伴う、振込手数料等は利用者負担です。<br/>金銭管理サービスと生活支援サービスは、同時に行います。</p> |

#### 4 用語解説

| 初出頁 | 用語             | 解説   |
|-----|----------------|--|
| 1   | ノーマライゼーション     | 障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていきける社会を目指すこと。  |
| 1   | 申立件数           | 家庭裁判所に後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件を申し立てた件数  |
| 3   | 意思決定支援         | 自ら意思を決定することに困難を抱える者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために行う支援の行為及び仕組みをいう。 |
| 3   | 身上保護<br>(身上監護) | 本人の意思を反映、配慮した生活支援のプランを策定し、契約した介護・障害福祉サービス等の履行状況を把握しつつ、本人の支援をするもの。  |
| 3   | 市民後見人          | 弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう。                       |
| 18  | 地域ケア会議         | 個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築などの推進のため市町村や地域包括支援センターが開催する会議  |

| 初出頁 | 用 語     | 解 説   |
|-----|---------|---|
| 18  | 自立支援協議会 | <p>地域福祉の推進のために関係者のネットワーク作りを主として都道府県と市町村に位置付けられた。</p> <p>本人、家族、相談支援機関、民間事業者、教育機関、医療機関、労働機関、行政が参加・協力して障害のある人が安心して暮らしていけるように取り組んでいく協議会</p> |
| 20  | 親族後見人   | <p>本人の配偶者、親、子、兄弟姉妹その他親族が成年後見人等に選任されたもの。</p>   |

## 5 関連データ

- 成年後見に係る相談件数について（平成29年度）

| 団体名        | 相談件数   |
|------------|--------|
| みると        | 159件   |
| 地域包括支援センター | 1,916件 |
| 基幹相談支援センター | 193件   |

※基幹相談支援センターは、成年後見の相談件数を含む権利擁護全般に関する相談件数



北九州市成年後見制度利用促進計画

発行日 : 令和元年 5 月

編集・発行 : 北九州市保健福祉局地域福祉部長寿社会対策課  
障害福祉部障害者支援課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

Tel 093-582-2407 Fax 093-582-2095